

**千葉県少年自然の家  
段階提案型サウンディング調査  
実施要領**

**令和3年2月公表**

**千葉県こども未来局こども未来部健全育成課**

# 目次

---

【1】 調査目的 .....	1
1 調査を実施する背景・目的	
2 期待される効果	
【2】 対象施設地・施設 .....	2
1 土地	
2 施設	
3 立地に関する留意事項	
【3】 スケジュール .....	6
【4】 調査内容 .....	7
1 調査対象者	
2 提案を求める項目	
【5】 調査手続き .....	9
1 事前説明会及び現地見学会の開催（希望団体のみ）	
2 事前質問の受付（希望団体のみ）	
3 サウンディング調査参加申込	
4 提案書・提案概要書の提出	
5 サウンディング実施日時・場所の連絡	
6 サウンディング（対話）実施について	
7 調査実施結果公表	
【6】 各種様式・参考資料等 .....	13
1 各種様式	
2 公開資料	
【7】 留意事項 .....	14
1 調査に関する費用	
2 調査内容及び参加事業者の扱い	
3 調査実施後の意見交換への協力	
4 その他	
【8】 問い合わせ先 .....	15

## 【1】調査目的

---

### 1 調査を実施する背景・目的

本市の公共施設等は、戦後の高度経済成長期を中心とした人口急増や、政令指定都市への移行等都市の成長過程において継続的・積極的に整備され、市民生活の基盤や地域コミュニティの拠点等として重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、公共施設等の多くで老朽化が進み、今後これらの維持や機能更新等に多額の費用が必要となることや、本市の総人口が減少に転じ、少子超高齢化も一層進展する見通しであることから、これまでの取り組みを踏まえながら、公共施設等の総合的かつ計画的な取り組みを推進することが求められています。

本調査の対象である千葉市少年自然の家（以下、「本施設」という。）は、自然環境における宿泊を伴う集団生活及び体験活動を通じて、少年の健全な育成を図ることや、家族や青少年団体等が自然と親しむ多様な活動を展開することを目的とした施設として、平成17年1月よりPFI事業として施設の維持管理、事業運営を行ってきましたが、令和2年3月31日をもって契約満了となることに伴い、令和2年4月1日より、新たに指定管理者制度に体制を移行し、利用者数拡大に向けた取り組みとして、高校生以上の団体の受け入れを開始したところです。

現状の課題や他市状況を鑑み、地元地域への貢献や効率的な運営形態等の視点から、より本施設に適した管理運営や利活用に関する様々な可能性を調査・把握し、

今後の活用の可能性を踏まえたあり方について検討するにあたり、民間事業者の自由な発想に基づく意見・提案を対話形式により把握することによって事業化の可能性を探り、施設の有効活用することを目的として、「段階提案型サウンディング調査」（以下、「サウンディング調査」という。）を実施するものです。

### 2 期待される効果

早期段階で、実施主体となる意向を有する民間事業者等から、良質なサービスの提供、市民サービスの充実による利用満足度の向上、利用促進、管理運営経費縮減の効果等、公共事業に限定せず、本施設活用案の可能性を探ることで、事業手法について幅広い検討を可能にすることを目的としています。

また、事業者公募前に、本施設の課題を提示して調査をすることで、民間事業者等のノウハウを生かした活用案の検討が可能になるとともに、調査に参加した民間事業者等については、事業者公募時点で本市の意図を十分に理解した事業が提案されることを期待するものです。

調査の結果により、民間利用の可能性が期待できないと判断した場合は、公共利用等の検討を行う場合があります。

## 【2】対象施設敷地・施設

### 1 敷地

所在地	千葉県長生郡長柄町針ヶ谷字中野 1591-40			
土地面積	約 152,000 m <sup>2</sup>			
地積等	公簿地積	141,593.81 m <sup>2</sup>	実測地積	147,359.60 m <sup>2</sup>
	登記地目	畑、田、山林、雑種地、原野、公衆用道路		
建築面積 (自然公園法)	11,325.39 m <sup>2</sup> (ログハウスゾーン 1,653.35 m <sup>2</sup> )			
都市計画	計画区域外			
主要用途	宿泊施設、研修施設			
容積率	約 8.94%			
建蔽率	約 7.45%			
最高高さ	13m			
アクセス	<p><u>自動車</u> (京葉道路) ・蘇我 IC より県道 14 号千葉茂原線を茂原方面へ約 40 分、皿木交差点を右折、右側に太陽建設を見ながら左折、約 500m 先の案内板を右折後 1.3km 先</p> <p>(圏央道) ・茂原長南 IC より県道 143 号線を千葉方面へ約 15 分、左側に太陽建設を見ながら右折、約 500m 先の案内板を右折、約 1.3km 先</p> <p><u>公共交通機関</u> ・JR 外房線茂原駅南口下車、小湊鐵道バス「千葉市少年自然の家入口」から徒歩 20 分</p>			

### 2 施設

施設名称	千葉市少年自然の家
建築年月	平成 16 年 (2004) 12 月
延床面積	14,671.20 m <sup>2</sup>
構造	RC 造、木造 (ログハウス、野外炊飯場、キャンプセンター棟の一部)
耐性化	新耐震基準

施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立笠森鶴舞自然公園内に立地</li> <li>・ ユニバーサルデザインの設計方針に基づき、段差のない構造や多目的トイレ（一部オストメイト対応）、介護可能な専用浴室を設置</li> <li>・ 宿泊施設は、宿泊棟のほかログハウスを設置</li> <li>・ クライミングウォール、プロジェクトアドベンチャーのエレメントを設置</li> </ul>																				
設置目的	<p>条例上の設置目的</p>	<p>千葉県少年自然の家設置管理条例（平成16年千葉県条例第42号。以下「設置管理条例」。）第1条では、「自然環境における集団生活及び体験活動を通じて、少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然の中での学習及び相互交流の場を提供するため」本施設を設置としている。</p>																			
	<p>施設の目的・目指すべき方向性</p>	<p>本施設は、子どもたちに豊かな自然体験・共同生活体験を与える教育施設として、また市民が自然と親しむ活動を展開する場として、整備された。</p> <p>学校の児童生徒や市民の自然体験活動、研修活動の支援を基本としつつ、自然豊かな立地や本施設の設備を活かした新たな活用に取り組むことで、青少年の健全な育成に寄与する。</p>																			
	<p>施設の社会的使命や役割</p>	<p>学校の教育課程に基づく体験学習や市民の自然体験活動・研修活動のためのプログラムを提供し、活動を支援するとともに、これまで施設を利用したことのない市民でも自然体験その他の体験活動に関心を持つことができるような魅力的な事業を展開していくことが求められる。</p>																			
主な施設	<p>宿泊施設</p>	<p><b>【宿泊棟】</b>          構造：鉄筋コンクリート造3階建          延床面積：約3,547㎡          主な構成：36室、定員250人</p> <table border="1" data-bbox="675 1532 1345 1827"> <thead> <tr> <th rowspan="2">宿泊施設</th> <th colspan="2">部屋数</th> <th rowspan="2">その他施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>内 障害者対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人部屋</td> <td>6室</td> <td>-</td> <td rowspan="4"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身障者用浴室</li> <li>・ リネン室</li> <li>・ ラウンジ</li> <li>・ 学習室</li> <li>・ だんらん室</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>5人部屋</td> <td>2室</td> <td>2室</td> </tr> <tr> <td>6人部屋</td> <td>4室</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>8人部屋</td> <td>24室</td> <td>4室</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【ログハウス棟】</b>          構造：木造平屋建13棟、木造2階建5棟          延床面積：約967㎡          主な構成：定員144人（各棟8人）</p>	宿泊施設	部屋数		その他施設		内 障害者対応	4人部屋	6室	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身障者用浴室</li> <li>・ リネン室</li> <li>・ ラウンジ</li> <li>・ 学習室</li> <li>・ だんらん室</li> </ul>	5人部屋	2室	2室	6人部屋	4室	-	8人部屋	24室	4室
宿泊施設	部屋数			その他施設																	
		内 障害者対応																			
4人部屋	6室	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身障者用浴室</li> <li>・ リネン室</li> <li>・ ラウンジ</li> <li>・ 学習室</li> <li>・ だんらん室</li> </ul>																		
5人部屋	2室	2室																			
6人部屋	4室	-																			
8人部屋	24室	4室																			

<p>食堂・大浴場</p>	<p><b>【リフレッシュセンター棟】</b>          構造：鉄筋コンクリート造3階建          延床面積：約2,942㎡          主な構成：大浴場2（うち1つにジャグジーあり）、          シャワー室2、洗濯室、乾燥室、          レストラン、売店コーナー</p>
<p>学習・研修施設</p>	<p><b>【サービスセンター棟】</b>          構造：鉄筋コンクリート造2階建          延床面積：約2,091㎡          主な構成：学習室A(洋室)、学習室B(洋室)、視聴覚室</p> <p><b>【集いのホール棟】</b>          構造：鉄筋コンクリート造2階建          延床面積：約891㎡          主な構成：レクリエーションルーム、野外ステージ、          ホール</p> <p><b>【自然環境学習センター棟】</b>          構造：鉄筋コンクリート造2階建          延床面積：約1,439㎡          主な構成：クラフト室、実験室、展示室、          学習室（和室）、星座観測デッキ</p> <p><b>【プレイホール棟】</b>          構造：鉄筋コンクリート造平屋建          延床面積：約808㎡          主な構成：体育館</p> <p><b>【野外炊飯場】</b>          構造：木造平屋建          延床面積：約498㎡          主な構成：ログハウスゾーン3棟、野外活動ゾーン2棟</p> <p><b>【営火場】</b>2箇所  <b>【ふるさと田んぼゾーン】</b>          田んぼ：3枚、畑：1枚、湿性植物池</p>
<p>その他</p>	<p><b>【サービスセンター棟】</b>          構造：鉄筋コンクリート造2階建（再掲）          延床面積：約2,091㎡（再掲）          主な構成：事務室、会議室、宿直室</p> <p><b>【キャンプセンター棟】</b>          構造：鉄筋コンクリート造2階建（一部木造）          延床面積：約333㎡</p>

		主な構成：事務室、食品保冷庫、炊飯器具倉庫、 キャンプ用品倉庫、薪置場、リネン・シュラフ保管庫
--	--	--

### 3 立地に関する留意事項

自然公園法	県立笠森鶴舞自然公園第3種特別地域内に立地	<p>建築に係る制限あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ13m以内</li> <li>・水平投影面積2,000㎡以下</li> <li>・景観の変更がなければ事業譲渡に対する制限なし</li> </ul>
都市公園法	長柄町全域が都市計画区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園に該当しない</li> <li>・管理許可の手法は不可</li> </ul>
文化財保護法	建設地の一部から埋蔵文化財が出土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会との協議により、一部の土地(802㎡/148,541.60㎡)は現状保存が必要</li> <li>・事業の第三者への譲渡・承継にあたっては、県及び長柄町教育委員会との協議が必要</li> </ul>
長柄町との協定	(仮称)千葉市少年自然の家の建設及び運営に関する協定書(H8.3.1～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限の定めなく、建設及び運営について相互協力することを目的とした協定を締結していることから、事業計画の変更を行う場合は長柄町と協議を行う必要あり</li> <li>・協定に基づき、地域住民・地権者への説明協力、進入路・排水路拡幅部分の用地買収、進路の整備、事業の全面支援に係る町長意見書を県へ提出等の協力の必要あり</li> </ul>

### 【3】スケジュール

1	実施要領の公表	令和3年2月24日(水)
2	事前説明会・現地見学会申込期限	令和3年3月31日(水) 17時00分必着
3	事前説明会・現地見学会開催	令和3年4月12日(月)～20日(火)
4	事前質問受付期限	令和3年5月7日(金) 17時00分必着
5	事前質問回答公表予定日	令和3年5月21日(金) (予定)
6	サウンディング調査参加申込期限 (エントリーシート・誓約書提出期限)	令和3年5月31日(月) 17時00分必着
7	サウンディング実施日時・場所の連絡	令和3年6月14日(月)
8	提案書・提案概要書提出期限	令和3年6月23日(水) 17時00分必着
9	対話の実施	令和3年7月7日(水)～ 令和3年7月28日(水)
10	調査実施結果 公表予定	令和3年11月下旬頃

※事務手続きや感染症の状況によりスケジュールが変更される可能性があります。

※「提案書・提案概要書」提出期間後、提出書類の不備や記載不明瞭等により、一定の期間を定めた上で提出書類の追加提出、修正等を指示する場合があります。市が定めた期間内に指示どおりの修正がなされない場合は、サウンディング調査への参加をお断りさせていただく場合があります。

## 【4】調査内容

### 1 調査対象者

本施設もしくは土地を利活用した事業の実施主体となる意向を有する民間事業者（NPO 法人等、その他団体を含む）またはそのグループ（業種・業態を問いません）  
ただし、次のいずれかに該当する場合は、本調査の対象者として認められませんので、予めご了承下さい。

- ①会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により、更生手続開始の申立てをしている場合。
- ②民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により、再生手続開始の申立てをしている場合。
- ③市の入札参加資格に関し、指名停止が行われている場合。(現に入札参加資格を有するかは問いません。)
- ④地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札等への参加が制限されている場合。
- ⑤当該団体又はその役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含みます。)が、千葉県暴力団排除条例(平成 24 年 6 月 28 日条例第 36 号)に基づく入札等除外措置を募集期間から対話実施の日までにおいて受けている場合。また、事業者、事業者の役員又は従業員(以下、「事業者関係者」という。)が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図ったり、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したことがある場合。
- ⑥法人税、消費税及び地方消費税等の税金を完納していない場合、都市計画法等に法令違反がある場合。

### 2 提案を求める項目

提案を求める内容は、既存施設コンセプトを確保した上でログハウスゾーンを活用する事業手法です。提案については、周辺地域の自然環境及びその他良好な環境の保全や、地元との協力友好関係の維持に努めることを求めます。

#### (1) 次期事業への関心(参加意向)について

次期事業への参加意欲や事業方式等、次期事業を検討するために必要な基本事項に関する提案を求める。

#### (2) ログハウスゾーンの新たな事業への活用に関する提案

対象施設に関して、宿泊体験学習・自然体験事業の提供という施設コンセプトを維持しつつ、ログハウスもしくはログハウスゾーン全体を活用した新たな事業の提案等を求める。

**(3) その他意見・要望等**

## 【5】調査手続き

サウンディング調査に関する問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（以下「開庁時間等」といいます。）に受け付けます。

### 1 事前説明会及び現地見学会の開催（希望団体のみ）

本調査への参加を希望する事業者向けの事前説明会及び現地見学会を実施します。なお、事前説明会及び現地見学会に参加しない場合も、本調査に参加することは可能です。

#### （1）申込方法

事前説明会及び現地見学会に参加を希望される場合は、「（様式1）事前説明会及び現地見学会申込書」に必要事項を記入の上、Eメール又は持参で「【8】問い合わせ先」にご提出ください。なお、Eメールで提出する場合は、標題を【自然の家サウンディング事前説明等申込】としてください。

※提出から3営業日を過ぎても市からの到達連絡がない場合は、「【8】問い合わせ先」まで電話での連絡をお願いします。

#### （2）申込期日

令和3年3月31日（水）17時00分必着

#### （3）開催日時（土曜・日曜・祝日を除く）

令和3年4月12日（月）～20日（火）10時30分～15時00分（開場時間9時45分）

※希望日を調整した上で、個別に開催日をご連絡します。

- ・事前説明会：10時00分～10時30分
- ・現地見学会：10時30分～12時00分
- ・資料閲覧：12時00分～15時00分

#### （4）会場

千葉市少年自然の家（千葉県長生郡長柄町針ヶ谷字中野 1591-40）

※送迎はありません。各自公共交通機関やお車等でご来場ください。

#### （5）参加人数

参加者は、応募者及びその構成員に所属する方に限ります。また、1応募者につき2名以内とします。ただし、複数の団体で共同事業体を組む場合は、各構成団体につき2名以内とします。

#### （6）その他

- ・事前説明会及び現地見学会への参加は調査への参加の条件ではありません。
- ・当日は マスクの着用や参加人数の制限など感染防止対策にご協力をお願いします。また、風邪のような症状がある方は参加を控えていただきますようお願いいたします。
- ・感染症の状況により説明会会場や現地見学会の方法が変更される可能性があります。
- ・調査内容に影響を及ぼす質問及び本市の回答は、後日、千葉市ホームページ上で質問内容と回答を併せて公開します。（事業者名称は公表しません）

- ・説明会会場での「実施要領等」の配布は行いませんので必ず持参してください。
- ・会場において本施設に関する詳細図面等（以下①～⑤）を閲覧することができます。なお、詳細図面等については、本説明会終了後、提案書・提案概要書提出期限（令和3年6月23日(水)）までの間、「【8】問い合わせ先」において、開庁時間等に関り閲覧することができます。

※詳細図面等、閲覧資料の貸出は一切いたしません。  
閲覧場所からの持ち出しは不可です。

<閲覧資料>

- ①図面類（配置図、各棟各階平面図）
- ②竣工図一式
- ③プロジェクトアドベンチャー コースレイアウト
- ④当初長期修繕計画
- ⑤勤務シフト表（維持管理部門、事業運営部門）

## 2 事前質問の受付（希望団体のみ）

実施要領等の内容に関する対話前の質問を以下のとおり受け付けます。

※事務手続きに関する質問は随時受け付けます。質問期限はありません。

### (1) 提出方法

対話前に事前に質問したい事項がある場合は、「（様式4）事前質問書」に必要事項を記入の上、Eメールで「【8】問い合わせ先」にご提出ください。なお、Eメールは標題を【自然の家サウンディング事前質問書】としてください。

※提出から3営業日を過ぎても市からの到達連絡がない場合は、「【8】問い合わせ先」まで電話での連絡をお願いします。

### (2) 受付期日

令和3年5月7日(金) 17時00分必着

### (3) 事前質問への回答

質問に対する回答は、令和3年5月21日(金)までに、千葉市市ホームページの健全育成課のページで公表を予定しています。なお、公平性を損なう恐れのある質問についてはお答えできない可能性もあります。

ホームページURL [http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/syounenshizen\\_sounding.html](http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/syounenshizen_sounding.html)

## 3 サウンディング調査参加申込

### (1) 申込方法

サウンディング調査（対話）に参加を希望される場合は、「（様式2）エントリーシート」及び「（様式3）誓約書」に必要事項を記入の上、Eメール又は持参で「【8】問い合わせ先」にご提出ください。なお、Eメールで提出する場合は、標題を【自然の家サウンディングエントリー】としてください。

※提出から3営業日を過ぎても市からの到達連絡がない場合は、「【8】問い合わせ先」まで電話での連絡をお願いします。

(2) 申込期日

令和3年5月31日(月) 17時00分必着

(3) その他

- ・エントリーシート及び誓約書が未提出の場合、対話に参加することはできません。

4 提案書・提案概要書の提出

(1) 提出方法

必要事項を記入した「(様式5) 提案概要書」と任意様式でご準備いただく「提案書」を各6部ずつ、「【8】問い合わせ先」に郵送もしくは直接持参してください。

※提出から3営業日を過ぎても市からの到達連絡がない場合は、「【8】問い合わせ先」まで電話での連絡をお願いします。

(2) 提出期限

令和3年6月23日(水)17時00分必着

5 サウンディング実施日時・場所の連絡

対話実施日時及び場所については、サウンディング調査参加申込期日後、個別調整した上でご連絡いたします。日時については、希望に沿えない場合もありますので予めご了承ください。

※期日までに提案書・提案概要書の提出がなかった場合は、サウンディングに参加する資格を喪失します。

6 サウンディング(対話)実施について

提案書及び提案概要書等の内容に基づき、1団体あたり1～2時間を目安に、対話を行います。

※対話及び提案の内容により、1団体に対して複数回対話を行う場合があります。

(1) 実施期間

令和3年7月7日(水)～令和3年7月28日(水) (土曜・日曜・祝日を除く)

※時間帯は9時00分～17時00分の間で調整します。

(2) 会場

千葉市役所もしくは中央コミュニティセンター内会議室

※当日の会場は日程と併せて連絡します。

※お車でご来場の場合は、千葉市役所本庁舎駐車場をご利用ください。

(3) その他

- ・出席者は応募者及びその構成員に所属する方に限ります。また、1応募者につき2名以内とします。
- ・当日は マスクの着用や参加人数の制限など感染防止対策にご協力をお願いします。また、風邪のような症状がある方は参加を控えていただきますようお願いいたします。
- ・感染症の状況により、対話形式が対面からWEB会議方式等に変更される可能性があります。

- ・提案書及び提案概要書の補足資料（画像、動画等）をご持参いただくことが可能です。補足資料が紙媒体の場合は、当日本市用に6部資料をご持参ください。補足資料が電子媒体の場合は、当日CD-ROM等を1部ご提出ください。
- ・本市ではパソコンの準備はいたしません。パソコンを持ち込んでいただくことは可能です。
- ・プロジェクターやスクリーンの準備が必要な場合は、調査5営業日前までに「【8】問い合わせ先」までご相談ください。

## 7 調査実施結果公表

サウンディング調査の実施結果について、事業者からご提案いただいたノウハウ等を保護するため、事前に参加事業者に内容の確認を行った上で、令和3年11月下旬頃に概要を千葉市ホームページの健全育成課のページで公表する予定です。

なお、参加事業者の名称は公表しません。

ホームページURL	<a href="http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/syounenshizen_sounding.html">http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/syounenshizen_sounding.html</a>
-----------	---

## 【6】各種様式・参考資料等

---

### 1 各種様式

- ・ (様式1) 事前説明会及び現地見学会参加申込書
- ・ (様式2) エントリーシート
- ・ (様式3) 誓約書
- ・ (様式4) 事前質問書
- ・ (様式5) 提案概要書

### 2 公開資料

- ・ (資料1) 設置管理条例
- ・ (資料2) 管理規則
- ・ (資料3) 管理運営の基準
- ・ (資料4) 基本協定書
- ・ (資料5) 年度協定書 (変更契約書を含む)
- ・ (資料6) 令和2年度事業計画書
- ・ (資料7) プログラムシート
- ・ (資料8) 管理区域図

### 3 閲覧資料

- ・ (資料1) 図面類 (配置図、各棟各階平面図)
- ・ (資料2) 竣工図一式
- ・ (資料3) プロジェクトアドベンチャー コースレイアウト
- ・ (資料4) 当初長期修繕計画
- ・ (資料5) 勤務シフト表 (維持管理部門、事業運営部門)

## 【7】留意事項

---

### 1 調査に関する費用

- ・サウンディング調査への参加に要する費用（書類作成、現地見学会等への参加費用等）については、参加者の負担とします。

### 2 調査内容及び参加事業者の扱い

- ・サウンディング調査内容は今後の事業化検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。また、本件に関する事業者公募が後日実施される場合においても、サウンディング調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ・1団体1応募とし、複数の応募はできません。共同事業体、事業協同組合等、有限責任事業組合等の場合、構成団体及び組合員は、全て応募者とみなします。
- ・サウンディング調査は参加事業者のアイデアおよびノウハウ保護のため個別に行います。
- ・提出されたエントリーシート等、提出書類及びデータの返却は行いません。
- ・市から提出書類の補正を指示する等の場合を除き、いったん提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・調査目的から逸脱していると考えられる提案があった場合は、書面調査のみとさせていただきます。可能性があります。

### 3 調査実施後の意見交換への協力

- ・事業計画の立案に向け、サウンディング調査後も必要に応じて意見交換や収支モデルのお願い、アンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

### 4 その他

- ・事前説明会や現地見学会等、定められた機会を除き、調査のために市からの資料提供を行うことはありません。応募者は、市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。
- ・市が提供する資料は、提案にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、検討の目的の範囲内であっても、市の上承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。
  - ①公知となっている情報
  - ②第三者により合法的に入手できる情報

## 【8】問い合わせ先

---

所在地 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
担当課 こども未来局 こども未来部 健全育成課 育成班  
電 話 043-245-5955  
FAX 043-245-5995  
Eメール [kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp](mailto:kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp)  
ホームページ [http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/syounenshizen\\_sounding.html](http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/syounenshizen_sounding.html)